



宮 崎 県 公 報

平成28年 3 月 23 日 (水曜日) 号外 第 7 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例…………… (経・産・労・交) 1		○宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… (総務課) 4
		○職員の退職管理に関する条例…………… (人事課) 10
		○公の施設に関する条例の一部を改正する条例… (行政経営課) 10

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例 (条例第15号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
消費者安全法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (条例第16号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 職員の退職管理に関する条例 (条例第17号)
 - 1 制定の理由及び主な内容
地方公務員法の改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員による働きかけの禁止や再就職状況の届出について、必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第18号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
学校教育法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成28年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例 (昭和54年宮崎県条例第 8 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 6 条の 4)</p> <p>第 2 章 削除</p> <p>第 3 章 安全の確保、不当な取引行為の禁止等 (第 18 条 - 第 21 条の 2)</p> <p>第 4 章 消費者の啓発等 (第 22 条・第 23 条)</p> <p>第 5 章 生活関連物資の供給及び価格の安定 (第 24 条 - 第 26 条)</p> <p>第 5 条の 2 調査及び公表 (第 26 条の 2 - 第 26 条の 4)</p> <p>第 6 章 苦情の処理及び紛争の解決 (第 27 条 - 第 30 条)</p> <p>第 7 章 宮崎県消費生活対策審議会及び宮崎県消費者苦情処理委員会 (第 31 条 - 第 34 条)</p> <p>第 8 章 雑則 (第 35 条 - 第 38 条)</p> <p>附則 (事業者等の責務)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>第 5 条の 2 [略] (消費者等の役割)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>第 6 条の 2 [略]</p> <p>第 6 条の 3・第 6 条の 4 [略] 第 2 章 削除</p> <p>第 7 条から第 17 条まで 削除</p> <p>第 3 章 安全の確保、不当な取引行為の禁止等 (安全の確保)</p> <p>第 18 条 [略] 2 ~ 4 [略]</p> <p>第 19 条 知事は、商品等が消費者の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、消費者の安全を確保するため、事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>第 19 条の 2 [略] (県の基準の設定等)</p> <p>第 20 条 [略] 2 [略]</p> <p>第 21 条 知事は、事業者が前条第 1 項の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>第 21 条の 2 [略] 第 4 章 消費者の啓発等</p> <p>第 22 条・第 23 条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 10 条)</p> <p>第 2 章 安全の確保、不当な取引行為の禁止等 (第 11 条 - 第 14 条)</p> <p>第 3 章 消費者の啓発等 (第 15 条・第 16 条)</p> <p>第 4 章 消費生活センターの組織及び管理運営等 (第 17 条 - 第 22 条)</p> <p>第 5 章 生活関連物資の供給及び価格の安定 (第 23 条 - 第 25 条)</p> <p>第 6 章 調査及び公表 (第 26 条 - 第 28 条)</p> <p>第 7 章 苦情の処理及び紛争の解決 (第 29 条 - 第 32 条)</p> <p>第 8 章 宮崎県消費生活対策審議会及び宮崎県消費者苦情処理委員会 (第 33 条 - 第 36 条)</p> <p>第 9 章 雑則 (第 37 条 - 第 39 条)</p> <p>附則 (事業者の責務)</p> <p>第 5 条 [略] (事業者団体の責務)</p> <p>第 6 条 [略] (消費者の役割)</p> <p>第 7 条 [略] (消費者団体の役割)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>第 9 条・第 10 条 [略]</p> <p>第 2 章 安全の確保、不当な取引行為の禁止等 (安全の確保)</p> <p>第 11 条 [略] 2 ~ 4 [略]</p> <p>5 知事は、商品等が消費者の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、消費者の安全を確保するため、事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>第 12 条 [略] (県の基準の設定等)</p> <p>第 13 条 [略] 2 [略]</p> <p>3 知事は、事業者が第 1 項の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>第 14 条 [略] 第 3 章 消費者の啓発等</p> <p>第 15 条・第 16 条 [略] 第 4 章 消費生活センターの組織及び管理運営等</p>

(設置)

第17条 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、宮崎県消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第18条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮崎県消費生活センター	宮崎市江平西2丁目1番20号
宮崎県消費生活センター都城支所	都城市北原町16街区1号
宮崎県消費生活センター延岡支所	延岡市本小路39番地3

(業務)

第19条 消費生活センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消費生活に関する啓発及び教育に関する業務
- (2) 消費生活に関する相談及び苦情処理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務

(消費生活センターの長及び職員)

第20条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第21条 消費生活センターには、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活センターの情報の安全管理)

第22条 消費生活センターは、業務により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第23条～第25条 [略]

第6章 調査及び公表

(立入調査等)

第26条 知事は、第11条第2項、第14条第2項又は前条第1項に規定する調査を行うときは、必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に当該関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

(公表)

第27条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所、当該行為の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) [略]
- (2) 第11条第5項、第13条第3項、第14条第4項又は第25条第2項の規定による勧告に従わないとき。

2 [略]

第28条 [略]

第7章 苦情の処理及び紛争の解決

第24条～第26条 [略]

第5章の2 調査及び公表

(立入調査等)

第26条の2 知事は、第18条第2項、第21条の2第2項又は前条第1項に規定する調査を行うときは、必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に当該関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

(公表)

第26条の3 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所、当該行為の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) [略]
- (2) 第19条、第21条、第21条の2第4項又は第26条第2項の規定による勧告に従わないとき。

2 [略]

第26条の4 [略]

第6章 苦情の処理及び紛争の解決

<p>第27条～第30条 [略]</p> <p>第 7 章 宮崎県消費生活対策審議会及び宮崎県消費者苦情処理委員会 (宮崎県消費生活対策審議会)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 知事は、<u>第20条第1項</u>に規定する基準を定め、これを変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第32条 [略] (宮崎県消費者苦情処理委員会)</p> <p>第33条 第28条に規定する調停（次項において「調停」という。）及び第29条に規定する訴訟の費用に充てる資金の貸付けについての審議を行わせるため、宮崎県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>第34条 [略] 第 8 章 雑則</p> <p>第35条 削除</p> <p>第36条～第38条 [略]</p>	<p>第29条～第32条 [略]</p> <p>第 8 章 宮崎県消費生活対策審議会及び宮崎県消費者苦情処理委員会 (宮崎県消費生活対策審議会)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 知事は、<u>第13条第1項</u>に規定する基準を定め、これを変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第34条 [略] (宮崎県消費者苦情処理委員会)</p> <p>第35条 <u>第30条</u>に規定する調停（次項において「調停」という。）及び第31条に規定する訴訟の費用に充てる資金の貸付けについての審議を行わせるため、宮崎県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>第36条 [略] 第 9 章 雑則</p> <p>第37条～第39条 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第16号

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(宮崎県情報公開条例の一部改正)

第 1 条 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 [略]</p> <p>第 3 章 不服申立て等</p> <p>第 1 節 諮問等 (<u>第17条</u>・第18条)</p> <p>第 2 節 [略]</p> <p>第 4 章・第 5 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第17条第2項第3号</u>及び第18条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第17条第1項第2号</u>及び<u>第2項第3号</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 [略]</p> <p>第 3 章 審査請求等</p> <p>第 1 節 諮問等 (<u>第16条の2</u> - 第18条)</p> <p>第 2 節 [略]</p> <p>第 4 章・第 5 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第17条第3項第3号</u>及び第18条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第17条第1項第2号</u>及び<u>第3項第3号</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及</p>

びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の検索資料の作成)

第16条 [略]

第3章 不服申立て等

第1節 [略]

(審査会への諮問等)

第17条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、宮崎県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条第2号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 諮問庁は、当該諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に

びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の検索資料の作成)

第16条 [略]

第3章 審査請求等

第1節 [略]

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書類等を添えてしなければならない。

- (1) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の写し
- (2) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項の規定により反論書が提出された場合にあっては、当該反論書の写し
- (3) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項の規定により意見書が提出された場合にあっては、当該意見書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査請求に係る事件に関する書類等

3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 諮問庁は、宮崎県公文書開示審査会から諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る公文書の全部

係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の調査権限）

第21条 審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人、諮問庁その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第21条の2 審査会は、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第21条の3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第21条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第21条の2第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧）

第21条の5 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。

を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の調査権限）

第21条 審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第19条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問庁その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第21条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第21条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第21条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第21条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第21条の5 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は第21条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。

<p>2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。 (答申書の送付等)</p> <p>第21条の7 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧に応じようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。 (答申書の送付等)</p> <p>第21条の7 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>
<p>(宮崎県個人情報保護条例の一部改正)</p>	
<p>第2条 宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の保護</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 <u>不服申立て等(第43条-第45条)</u></p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第24条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第43条第2項第3号</u>及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第43条第1項第2号及び第2項第3号において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>第5節 <u>不服申立て等</u></p> <p>(審議会への諮問等)</p> <p>第43条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>遅滞なく</u>、審議会に諮問しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の保護</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 <u>審査請求等(第42条の2-第45条)</u></p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第24条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第43条第3項第3号</u>及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第43条第1項第2号及び第3項第3号において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>第5節 <u>審査請求等</u></p> <p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u></p> <p><u>第42条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「<u>行審法</u>」という。)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>(審議会への諮問等)</p> <p>第43条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。</p>

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条第 2 号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問庁は、当該諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第44条 第24条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査権限）

第48条 審議会は、第46条第 1 項第 2 号の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正することとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止することとする場合

2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書類等を添えてしなければならない。

- (1) 行審法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する行審法第 29 条第 2 項に規定する弁明書の写し
- (2) 行審法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する行審法第 30 条第 1 項の規定により反論書が提出された場合にあっては、当該反論書の写し
- (3) 行審法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する行審法第 30 条第 2 項の規定により意見書が提出された場合にあっては、当該意見書の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、審査請求に係る事件に関する書類等

3 第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問庁は、審議会から諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第44条 第24条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査権限）

第48条 審議会は、第46条第 1 項第 2 号の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若

求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審議会は、第46条第1項第2号の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、第46条第1項第2号の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人、諮問庁その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第48条の2 審議会は、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第48条の3 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第48条の4 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第48条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第48条の2第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第48条の5 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。

しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審議会は、第46条第1項第2号の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、第46条第1項第2号の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問庁その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第48条の2 審議会は、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第48条の3 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第48条の4 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第48条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第48条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第48条の5 審議会は、第48条第3項若しくは第4項又は第48条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧に応じようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
 （答申書の送付等）
 第48条の7 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
 （答申書の送付等）
 第48条の7 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第17号

職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続き退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第18号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	設置目的	位置	名称	設置目的	位置
[略]			[略]		
宮崎県男女共同参画センター	[略]		宮崎県男女共同参画センター	[略]	
宮崎県消費生活センター	消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条に規定する消費生活センター	宮崎市江平西2丁目1番20号			

宮崎県都城 地方消費生 活センター 宮崎県延岡 地方消費生 活センター	都城市北 原町16街 区1号 延岡市本 小路39番 地3
[略]	

[略]	

別表第 4 (第10条の 5 関係)

施設	基準			
	区分	単位	金額	備考
[略]				
宮崎県 ひなも り台県 民ふれ あいの 森	[略]		1・2 [略] 3 <u>大人には中学 校生徒以上の者 を含む。</u> 4・5 [略]	
[略]				
県営国 民宿舍 えびの 高原荘 県営国 民宿舍 高千穂 荘	宿 泊 利 用	[略]	1 [略] 2 <u>大人には中学 校生徒以上の者 を含む。</u> 3 [略]	
	一 時 利 用	[略]	1 [略] 2 <u>大人には中学 校生徒以上の者 を含む。</u>	
[略]				
県営え びの高 原スポ	[略]		1 高等学校及び 中学校の生徒に は中等教育学校	

別表第 4 (第10条の 5 関係)

施設	基準			
	区分	単位	金額	備考
[略]				
宮崎県 ひなも り台県 民ふれ あいの 森	[略]		1・2 [略] 3 <u>「大人」とは 、中学校就学の 始期に達した12 歳以上の年齢の 者をいう。</u> 4 <u>小学校児童に は義務教育学校 の前期課程及び 特別支援学校の 小学部の児童を 含む。</u> 5・6 [略]	
[略]				
県営国 民宿舍 えびの 高原荘 県営国 民宿舍 高千穂 荘	宿 泊 利 用	[略]	1 [略] 2 <u>「大人」とは 、中学校就学の 始期に達した12 歳以上の年齢の 者をいう。</u> 3 <u>小学校児童に は義務教育学校 の前期課程及び 特別支援学校の 小学部の児童を 含む。</u> 4 [略]	
	一 時 利 用	[略]	1 [略] 2 <u>「大人」とは 、中学校就学の 始期に達した12 歳以上の年齢の 者をいう。</u> 3 <u>小学校児童に は義務教育学校 の前期課程及び 特別支援学校の 小学部の児童を 含む。</u>	
[略]				
県営え びの高 原スポ	[略]		1 高等学校及び 中学校の生徒に は義務教育学校	

ーツレ クリエ ーショ ン施設				並びに特別支援 学校の高等部及 び中学部の生徒 を含む。 2 小学校児童に は特別支援学校 の小学部の児童 を含む。	ーツレ クリエ ーショ ン施設	の後期課程、中 等教育学校並び に特別支援学校 の高等部及び中 学部の子生並び に高等専門学校 の学生を含む。 2 小学校児童に は義務教育学校 の前期課程及び 特別支援学校の 小学部の児童を 含む。
県立青 島亜熱 帯植物 園	大温室	1人1回 につき 大人 高等学 校及び 中学校 の子生 小学校 児童	200円以 下 150円以 下 100円以 下			
[略]				[略]		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の項の改正規定（義務教育学校に係る部分を除く。）、同表県営国民宿舎えびの高原 荘県営国民宿舎高千穂荘の項の改正規定（義務教育学校に係る部分を除く。）及び同表県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の項の改正規定（義務教育学校に係る部分を除く。） 公布の日
- (2) 別表第4 県立青島亜熱帯植物園の項を削る改正規定 平成28年3月26日